

令和8年度第1回福祉のまちづくり推進審議会会議録

■日 時 令和8年5月15日（金曜日）午後1時30分から午後3時まで

■場 所 府中市役所 おもや4階 第1特別会議室

■出席者

<委 員>

阿部真子、久保寺治、高橋史、高橋隆行、中村純子、田中陽子、花岡麻穂子、原田まち子、比嘉登美枝、菱沼幹男、横倉聡、若松正子（五十音順・敬称略）

<事務局>

福祉保健部長（佐藤）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（渡邊）、地域福祉推進課長（三浦）、地域福祉推進課福祉総合相談担当主幹（扇山）、地域福祉推進課長補佐（土橋）、地域福祉推進課社会福祉係長（塩澤）、地域福祉推進課職員（長谷川）

<オブザーバー>

生活福祉課長（大沢）、生活福祉課自立生活支援担当主幹（金崎）、高齢者支援課長補佐（伊藤）、介護保険課長（山下）、介護保険課長補佐（齋藤）、障害者福祉課長（向山）、障害者福祉課子ども発達支援センター所長（鈴木）、障害者福祉課長補佐（江内田）、健康推進課長（若山）、健康推進課長補佐（鈴木）

株式会社生活構造研究所職員（半田、柏木、北川）

■欠席者 野本和久、宮本史、山崎福（敬称略）

■傍聴者 0名

■議題

- (1) 次期計画策定に係る調査報告書について・・・・・・・・・・ 【資料1】
- (2) 次期計画の体系と基本的考え方について・・・・・・・・・・ 【資料2-1～2-4】
- (3) その他・・・・・・・・・・ 【資料3】

【事前送付資料】

- (1) 資料 1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査報告書
- (2) 資料 2-1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とした全体像（案）
- (3) 資料 2-2 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方と体系（案）
- (4) 資料 2-3 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和 9～14 年度）の体系（案）
- (5) 資料 2-4 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画目次構成（案）
- (6) 資料 3 府中市地域福祉計画等策定スケジュールについて
- (7) 参考資料 府中市重層的支援体制整備事業実施計画

【当日配布資料】

- (1) 次第
- (2) 席次表

1 開 会

(事務局)

皆様こんにちは。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

始めに、事務局より本日の審議会委員の出席状況についてご連絡申し上げます。本日は、委員15名中12名のご出席をいただいております、出席が過半数に達しておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします。

次に本日の審議会についてですが、後日の議事録作成をスムーズに行うため、開催中は録音をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。また、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってから話しくくださいますようお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事前送付資料として、

資料1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査報告書

資料2-1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とした全体像(案)

資料2-2 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方と体系(案)

資料2-3 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和9～14年度)の体系(案)

資料2-4 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画目次構成(案)

資料3 府中市地域福祉計画等策定スケジュールについて

参考資料 府中市重層的支援体制整備事業実施計画の7点を送付しております。

なお、資料 2-1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とした全体像（案）については、資料真ん中の黄色い網掛けのとおり一部修正がございましたので、本日改めてお配りしております。

また、当日配付資料として、「次第」・「席次表」の 2 点を配付しております。

資料の不足等はありませんでしょうか。

それから、議事に入る前に委員の交代についてお知らせいたします。社会福祉協議会選出の石渡委員に代わりまして、今年度から同じく社会福祉協議会の花岡麻穂子氏が委員となりましたので、ご報告いたします。花岡委員からこの場で一言ご挨拶頂戴できればと思います。

（花岡委員挨拶）

花岡委員ありがとうございました。

また、年度が変わり、職員体制にも変更がございましたので、この場で新たに着任した職員を紹介させていただきます。

（職員挨拶）

改めて本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以下の進行につきましては、会長にお願いしたく存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

それでは、第 1 回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催します。皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに前回の会議録についてですが、委員の皆さんには会議録（案）を事前に送付していますが、事務局に修正等の連絡はありましたか。

(事務局)

はい、会長。前回審議会の会議録につきまして、一度委員の皆様へ送付しておりますが、特段修正はございませんでした。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。前回の会議録については、修正なしとのことですので、この場を以て確定とし、発言者名を伏せるなどして、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

続いて、本日の傍聴について事務局より報告をお願いします。

(事務局)

はい、本日の審議会の傍聴についてご報告いたします。

広報ふちゅうや市ホームページなどで周知を行いましたが、本日の傍聴希望者はありません。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

傍聴者がいらっしゃらないということですので、このまま進行を進めます。

2 議題

(会長)

それでは、本日の議題にはいります。

本日の議題は、次第のとおりとなります。配付資料が多いため、かけ足での審議になろうかと思いますが会議の運営にご協力をお願いします。では、議題の(1)「次期計画策定に係る調査報告書」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題の(1)次期計画策定に係る調査報告書についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

こちらの調査報告書については、令和7年度に実施した一般市民調査及びグループディスカッションについて、まとめたものとなります。全体を3章に分けて、1章「調査概要」、2章「調査から見えた課題と次期計画の方向性」、3章「調査結果」としております。調査報告書のページが多いので、概要のみ簡単にご説明いたしますが、調査結果については、前回令和7年度第4回審議会でご説明した内容に加えて、11圏域別、年齢層別に各項目を分析しているものになります。資料1の8ページに報告書の見方、(1)集計結果の表記方法と(2)グラフの見方を載せておりますが、回答はそれぞれの質問の回答者数を母数とした百分率(%)（パーセント）で示しており、それぞれの質問の回答者数は、全体の場合は大文字のN、それ以外の場合には小文字のnと表記しております。

また、%(パーセント)は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記している関係で、回答の合計が必ずしも100%にならない部分がございます。

また、回答者が2つ以上回答することのできる質問（いわゆる複数回答）については、%(パーセント)の合計は100%にはならず、性別、年代別の集計結果などでは、無回答を除いているため、合計が全体とは一致しておりません。また、複数回答のグラフ、表については、原則、高い順に並び替えてお示ししております。こちらの見方を参考に3章「調査結果」をご確認ください。

第2章では、一般市民調査とグループディスカッションの意見を基に、次期計画の方向性をお示ししております。こちらの内容については、議題(2)で説明させていただきますので、ここでの説明は省かせていただきます。

なお、当調査報告書については、本日の審議会でご変更等がなければ、事務局で最終的な体裁を整えさせていただき、6月頃、市のホームページにて公開する予定でございます。私からの説明は以上となります。

(会長)

はい、ありがとうございました。議題の(1)についてご説明をしていただきました。

前回の審議会においても、一般市民調査と11圏域別のグループディスカッションの結果について、事務局の方からご説明をいただいたかと思えます。各項目に対しては、単純集計あるいはクロス集計などを使いながら、より詳細な内容が調査報告書から読み取れる内容となっております。この件に関しまして、ご質問やご意見等があり

ましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

なお、ご発言する際には、お手元の資料 1 の該当ページを開いていただいたうえで、ご質問等をしていただければと思います。いかがでしょうか。とはいえ、ボリュームも多い資料ですので、すぐにというのは難しいかと思います。

いろいろとご覧いただきながら、様々なご意見やご感想があるかと思います。まずは皆さんからご意見をいただく前に、今回の調査結果について、ご専門の立場からひと言いただき、口火を切っていただければと思います。

それでは、お願いできますでしょうか。

(委員)

前回の審議会の際に、調査書の内容について、時間を取ってご説明をいただいておりますので、内容そのものについてはよいかと思うのですが、やはり今回重要だと感じるのは、第 2 章の部分だと思います。

皆さんもご覧いただいていると思いますが、13 ページのところから、さまざまな形で整理していただいています。一般的には、調査結果がそのまま示されることが多いのですが、この資料では、調査結果とグループディスカッションを踏まえて、「何がポイントなのか」という点をまとめてくださっているところが特徴だと思います。この部分は、とても重要な要素になると感じていますので、皆様にも改めてご覧いただき、「ここから読み取れることは何か」、「自分たちの活動の中で、もう少し重視したほうがよい点はないか」といった視点で見ていただくとよいかと思います。

また、15 ページの「主な調査結果」のところでも整理されていますが、次の議題にも関係してくる部分として、今回配布されている資料 2-2 なども含め、非常によく整理された資料になっていると感じました。今回の調査結果は「調査から見えたこと」という形で整理されていますが、13 ページ、14 ページに記載されている内容が、今後の計画にも反映されていくことになります。

したがって、単に調査結果を確認するだけでなく、「この結果を踏まえて何をしていくのか」という点につなげていくことが重要になります。国の動向や、これまでの取組も踏まえながら、「これからの課題は何か」という視点で次期計画が構成されていくことになりますので、そういった流れを意識してご覧いただければと思います。

私としては、非常によくまとめていただいていると感じていますが、まずは皆様の

ご意見もぜひお聞かせいただければと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

委員にご説明いただいた内容ですが、一般の市民調査あるいは11圏域別グループディスカッションにおいて、そういった調査を行っただけでなく、それを踏まえた結果という形で落とし込まれているということでした。単に調査を実施しただけではなく、調査からいろいろ読み取れるものが、きちんとこの資料の中に反映されて文章化されているのではないかと、ということだと思います。

そして、第3章以降は、その調査の結果が具体的に示されていますので、今回それぞれ見ていただきながら、「なるほど」と思う部分や、「前回の調査より少し良くなっている部分」「そうではない部分」など、いろいろな点が見えてくると思います。

ちなみに、私が気になったのは45ページです。第3章の調査結果のうち、「あなたは今後、次のような地域での活動やボランティアに取り組んでみたいと思いますか」という設問のところですが、なかなか良い数字とは言えないように感じます。

例えば、本日委員にもおいでいただいておりますが、現在進めていらっしゃる「わがまち支えあい協議会」の活動についても、この数字はあまり良い結果とは言えないですね。委員も関わっていらっしゃいますが、このあたりについて、それぞれのお立場から見ると、この数字が何を意味するのか、ぜひお聞きしてみたいと思いました。一方的に振ってしまって恐縮ですが、お願いできますでしょうか。

(委員)

少し残念な数字ではあるかなと思うのですが、「やはりまだ十分に認知されていない」ということが、この結果の背景にあるのではないかと感じています。現在の市民の方々の認識としては、このくらいの水準なのかなというのを、現実として受け止めて、もう少し周知していく活動が必要だと思いました。それぞれの地域では、清掃をしながらチラシを配布するなど、物理的な活動を含めていろいろ頑張っているのですが、まだまだ広がりきっていない印象があります。

(委員)

私たちは、そうした取組の後押しをしたり、困りごとがあれば支援するという立場

にあります。各エリアで少しずつ新しい参加者が増えてきている印象を受けています。ただ、全体の人口規模からすると、まだまだ草の根活動にとどまっているのかなという印象です。この資料にも課題として記載されていますが、今後は活動自体をさらに強化したり、周知をより一層進めていく必要があると感じています。

（会長）

この4月からコーディネーターの人数も新たに増えたと聞いていますが。

（委員）

はい。各エリアで2名体制となり、東・中央・西でまとめ役で主査職も配置しておりますので、活動の拡充につなげていきたいと思っています。

（会長）

ありがとうございました。

また、45ページの他の項目でいえば、例えば「交通安全や防犯など、地域の安全を守る活動」や、「非行や犯罪を犯した人を支援する活動」の割合が非常に少ない点が引っかかりました。保護司会のPRイベントについて、4月に実施したと伺っておりますので、委員からも少しお話を伺えればと思うのですが、よろしいでしょうか。

（委員）

この「非行や犯罪をした人を支援する活動」が1.5%しかないというのは、とても残念な結果だと感じています。現在、ボランティアとして活動しているのは、保護司のほかに更生保護女性会があります。保護司は定員65名のところ、現在は55名程度と少し減っており、更生保護女性会も、以前は330名ほどいましたが、現在は高齢化に伴い減少しています。また、65ページの「あなたは次のことをご存じですか」で「社会を明るくする運動を知っていますか」という項目もありましたが、この運動は昭和26年から始まり、すでに76回を重ねていますが、なかなかよい数字ではないと感じております。毎年7月には啓発活動を行っているにもかかわらず、認知度が低いという結果を見て、改めて周知の難しさを感じています。保護司という存在自体も十分に知られておらず、防犯の観点からも、今後さらに理解を広げていく必要があると考えています。災害が起きた際には、犯罪なども発生しやすくなることもあるため、安全・安心なまちづくりのためにも、こうした活動をより広めていきたいと思っています。一昨年には、4月17日が世界で「国際更生保護ボランティアの日」として制定

され、昨年から日本でも普及啓発が行われています。府中市でも4月17日に市役所・フォーリス前などでPR活動を実施しており、更生保護の取組を広く知ってもらう努力を進めています。今後もこうした活動を続けながら、参加者を少しずつ増やしていく必要があると考えていますので、ぜひ皆様にもご関心を持っていただき、機会があればご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それぞれ、皆さん所属の団体があるかと思うので、そういった視点から今回の調査結果を見ていただき、何か気になる点や課題として感じているものがあれば、ぜひご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、お願いいたします。

(委員)

先ほどの45ページの設問4ですが、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動」がとても低い数値になっている点が気になりました。実際には、くらやみ祭りや地域のイベントなどは人混みになるほど多くの人が集まっている場面もありますので、なぜこのような結果になっているのかと感じております。これが1点目です。

それから、「防災訓練や自主防災組織への参加など、災害時に備えるための活動」についてです。府中市内には11圏域の文化センターがありますが、それぞれの文化センター圏域で防災に関する連絡会を発足させようという動きがあります。市長の宣言からすでに4年、5年経過していますが、現在でも6圏域では何とかそうした動きがあるものの、残りの5圏域ではまだ発足に至っていない状況です。この理由としては、近年、大きな災害がなかったために、「安心・安全」であるという意識が強くなり、災害への備えに対する関心が薄れていることがあるのではないかと考えています。しかし、阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から15年が経過しており、さらに最近では富士山の噴火の可能性も指摘されています。このような状況の中では、改めて災害について考えなければ、安心して暮らしていくことはできないのではないかと思います。このグラフ上の11.7ポイントという数値については、そのような安心感の裏返しとして、防災活動への関心の低さや、活動自体に魅力を感じにくいことが影響しているのではないかと感じています。

また、「交通安全や防犯など地域の安全を守る活動」についてですが、防犯協会などにおいて役員の方々は非常に一生懸命取り組んでおられます。しかしながら、予算面の課題があると感じています。行政からもう少し予算を追加していただければ、より充実した活動ができるのではないかと思います。本日はこのように話題として取り上げていただきましたので、ぜひ今後の施策の中で反映していただければありがたいです。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

今、委員からご意見がありました件に関して、財源の問題などもありなかなか難しい部分もあるかと思いますが、何か一言ございますでしょうか。

(事務局)

まず、予算の件につきましては、他部署の所管となりますので、私の立場から具体的な対応について申し上げることは難しいのですが、ご意見として受け止めさせていただきます。

次に、設問4の数値の低さについて補足させていただきます。この設問は、「今後、次のような地域での活動やボランティアに取り組んでみたいと思いますか。」という内容であり、活動の認知度を問うものではありません。そのため、結果が低く出ているのは、活動自体が知られていないということではなく、実際に取り組んでみたいと考えている方の割合が少ないことを示しているものと考えられます。いずれにしても、全体的に数値が低い状況であることに変わりはありませんので、地域活動やボランティアの広がりについては今回の調査結果を踏まえた課題であると認識しています。今後、次期の地域福祉計画の中で、何らかの形で反映できるものがあれば検討してまいりたいと考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

そういう意味では、今ご発言をいただきましたので、防災について、防災対策といった地域の課題についても、後ほどご説明があるかと思います。

今回、計画の基本的な考え方の中で、地域の防災対策も推進していこうという方針

がありますので、その中身については、後ほど内容を見ながら考えていただければよいかと思います。

また、資料を見ていただきながら、何か気がついた点がありましたら、ぜひご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ちなみにですが、112 ページの「11 圏域のグループディスカッション」についてです。これを見てみると、それぞれの地域ごとに特徴的なご意見が出ているように感じます。同じ府中市内でも地域性があり、ご意見や様子に違いが見られるという印象です。このため、こうした地域ごとの特性を細かく反映していくことが求められるのではないかと思います。ご地元の方はいかがでしょうか。今回のようにグループ別で意見が整理されたことについて、「実態と違う」「もっとこういう課題がある」といった点があれば、ぜひお聞かせいただければと思います。

公募市民の立場から、今回のグループディスカッションの内容をご覧になって、何か感じられたことはございますか。

(委員)

今回、11 の地域ごとに様々な意見が出ているということで、当日は片町文化センターのほか、少し離れた地域も見学させていただきました。年齢層の違い、また地域ごとの立地の違いなどがあり、そのあたりの違いが大きく影響しているのではないかと感じました。特に高齢の方に関しては、なかなかコミュニケーションが難しい場面もあるのではないかと感じながら拝見しておりました。活発に発言される方は積極的に自分の意見を出すことができますが、中には表現することが難しい方もいらっしゃいます。私自身もそう感じることはありますが、そうした方々との関わり方が、日々、徐々に難しくなっているのではないかと感じています。

また、少し話は変わりますが、自治会への加入や運営についてです。私自身は加入していますが、学校との関係や地域活動の中で役員のなり手がいないという状況は、どこでも共通しているのではないかと感じています。そのような状況を見ると、コミュニケーションの面も含めて、担い手不足の問題があり、今後さらに地域での関わりが少なくなっていくのではないかと心配しています。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今、なかなか学校やPTAなどの活動についても大変だというお話がありましたが、この点について、いかがでしょうか。

(委員)

他の委員のおっしゃるとおり、担い手不足はPTAにおいても大きな課題となっています。先ほどのグラフの話に関連して、45ページの「ボランティアに取り組んでいきたいと思いますか」という項目の数値が低い点は、PTAの状況にも通じるものがあると感じています。また、44ページの「地域活動・ボランティア活動をしていない理由」では、「仕事や勉強、家事・育児、介護などで時間がない」という理由が最も多く、これは非常に納得できる結果だと感じています。大人の活動だけでなく、子どもたちにもボランティアに積極的に参加してほしいと思っています。私の子どもが通っている中学校ではボランティア活動を推進しており、先日、くらやみ祭りで山車を引く活動に参加しました。おそらく他の地区や中学校でも行われていると思いますが、地域の行事に関わる機会があります。また、近隣の小学校の運動会では手伝いとして参加し、小学1年生などの児童がトイレに行く際に付き添ったり、運動場の砂埃が立つ場合に水をまいたり、消えた白線を引き直したりといった活動を行っています。

このような中学生のボランティア活動については、地域の方々からも評価の声をいただいています。こうした形で、子どもたちがボランティアに対して抵抗感なく関わることができるようになればよいと思っています。しかしながら、実際には自分の子どもに声をかけても、なかなか参加しようとはしないこともあります。「行ってきなさい」と言いたいところですが、年齢的にも無理に促すことが難しい時期でもあり、その点は悩ましいところです。それでも、ボランティアに対するハードルを下げていくことが重要なのではないかと感じています。

(会長)

ありがとうございます。

そういった福祉教育をどのように考えていくかという点についても、今回の次期計画の中では、検討していく必要があるのではないかと考えています。先ほどお話しした11圏域についても、さまざまなご意見や感想があるということでございましたが、民生委員の活動においても、日常の中で同様の取り組みが行われているのではないかと思います。そのあたりについて、委員はいかがでしょう。

(委員)

保護司やPTA関係者の方々とも関わりがありますが、いずれの分野においても「担い手不足」という問題は共通しており、皆さん困っている状況だと感じています。

また、民生委員のPRについても、なかなか十分に浸透していない実態があります。そのような中で、5月1日発行の広報において民生委員に関する特集記事を掲載していただき、一定の周知につながったのではないかと感じっていますが、まだ十分とは言えない状況です。特に、高齢者の方にはある程度理解されている印象がありますが、若い世代への周知が進んでいない点が課題です。今後はさらに啓発を進めていく必要があると考えています。

また、5月16日には民生委員の活動周知の一環としてPRイベントを府中駅周辺で開催する予定ですが、こうした機会も活用しながら、より一層の周知・啓発に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

今、広報で特集を組んだというお話がありましたが、詳細について事務局から補足をお願いいたします。

(事務局)

5月1日号の広報において、特集記事として表紙から3ページにわたり民生委員の活動紹介を掲載させていただきました。内容としては、大学生2名がインタビューを行い、実際に活動されている民生委員の方々とのやり取りを通じて、「民生委員とはどのようなものか」「実際に関わってみてイメージがどう変わったか」といった感想も掲載しています。

また、前年度になりますが、民生委員の活動を紹介する動画も作成しており、広報紙にはその動画にアクセスできる二次元コードも掲載しています。動画では若い世代の方々に、民生委員の活動を体験的に理解していただける内容となっており、PR活動の一環として活用しているところです。

(会長)

ありがとうございました。

続いて、今回のアンケート調査やグループディスカッションの開催結果について、障害をお持ちの立場から何かあれば、ご発言していただきたいと思いますが、委員はいかがでしょう？

（委員）

現在、障害者相談員として活動しておりますが、いわゆるピアカウンセラーの制度が昨年度で廃止されてしまいました。高齢の障害者の方々からの相談に対応することについて心配をしているところです。そのため、相談員としての活動については、引き続き継続していくことが必要ではないかと感じていますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

（会長）

はい、ありがとうございます。

続いて、委員はいかがでしょう。今回の調査をご覧になって、ご意見等があればお願いいたします。

（委員）

まず、ボランティアに関してですが、「ボランティアをしたい」と考えている方は一定数いるものの、実際の活動につながっていない部分があるのではないかと感じています。また、一般的には「ボランティアを受ける側」というイメージもありますが、例えば点訳などを行うボランティアの方々もおり、そうした支援活動に携わる方々の存在は重要です。最近では音訳を担うボランティアの方々も活動されていますが、新しく担い手を確保することが難しくなっている状況があります。特に、点訳ボランティアの方については、長年活動されている方も多く、その成果は点字図書館や国会図書館等にデータとして登録されており、地域だけでなく全国で活用されるような役割も担っています。

一方で、障害当事者側としても、地域の中で何らかの形で貢献していくという視点が重要であると考えています。例えば、小学生や中学生に対して障害当事者の生活を知ってもらうための授業など、毎年一回の機会は設けられていますが、相談員がいなくなったりなどで学校側からすると「どこに依頼すればよいのか分かりにくい」という課題もあるのではないかと感じています。

また、当協会としても、出前授業等に対応可能な体制を整えたいと考えています

が、実際には対応できる人材が限られているという現状もあります。今後は、こうした取り組みをうまく組み合わせながら進めていくことができればと考えています。以上です。

ありがとうございました。

(会長)

やはり福祉教育を推進していくにあたっては、障害のある方にも積極的に関わっていただくことが重要であり、そのための体制づくりも必要であると感じました。

また、先ほど相談員の話もありましたが、この点について事務局から補足をお願いします。

(事務局)

地域の相談員制度についてですが、令和7年度までは地域の当事者の方に相談員として活動していただき、身近な地域で相談できる体制を整えてきました。しかしながら、年々相談件数が減少していることや、地域生活支援センター等の専門機関がその役割を担うようになってきたことを踏まえ、今後はそちらに機能を移行していくこととしました。そのため、地域の相談員制度については制度的に廃止することとなった経緯があります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

福祉教育に関しましても、先ほどご意見をいただきましたので、その点についても基本的な考え方の中で取り組んでいければよいのではないかと思います。それでは、一般市民調査や11圏域別のグループディスカッションの結果についてですが、今回の調査結果を踏まえて、施設の立場からどのように感じられているのか、ご意見があればお願いいたします。

(委員)

施設という立場というわけではないですが、先ほどのアンケート結果を見る限り、全体的に障害のある方は生活の中で不便を感じていらっしゃる方が多いのではないかと印象を受けました。また、前回の会議でもお話ししたかと思いますが、資料2の右側にある内容にも関係して、高齢者支援の相談を受けた場合であっても、それが

単に高齢の問題だけにとどまらないケースが増えていると感じています。例えば、かつて子どもを支援してきた保護者の方自身が高齢になり、その方の支援が必要になるなど、一つの課題だけでは整理できない複合的な問題が増えてきています。そのため、包括的な相談支援体制の充実は非常に重要であると感じているところです。また、施設の立場からの課題としては、地域でも担い手不足が指摘されていますが、サービスを提供する側である施設においても、同様に人材不足が大きな課題となっています。職員不足により、施設単独では対応しきれない場面も増えてきている状況です。そのため、市内の施設同士の連携や、行政との連携を強化しながら、介護分野だけでなく福祉全般において、何らかの形で連携した取り組みができればよいのではないかと考えています。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

地域を支える人材や施設を支える人材の育成についても、今回の基本計画の中に盛り込んでいければよいのではないかと思います。

続いて、お願いいたします。

(委員)

今のお話の人材不足に関連してですが、あらゆる会議の場において共通して議論されているのが、人材不足および人材育成の問題です。さらに、人材が定着しないという点も大きな課題として挙げられています。これは福祉分野に限った話ではなく、社会全体として人手不足が進んでいる状況にあります。先日も、鉄道の運行への影響などを見ても、さまざまな分野で人手不足の影響が出ていると感じました。そのような中で、福祉分野に新たに人材を呼び込み、働き手を確保することは非常に難しい課題であると思いますし、まして無償のボランティアをやろうという方を探すというのが至難の業なのかなと思います。

こうした課題については、どの計画においても必ず取り上げられ、「取り組む」と記載はされますが、では具体的にどうするのかという点になると、非常に難しく、関係者が頭を抱えている状況が続いているのではないかと思います。

昨日もヘルパーの方と雑談する機会がありましたが、新たに人材を育成することが難しいのであれば、すでにスキルを持っている方に、もう少し柔軟に働いてもらう仕

組みができないかという話がありました。例えば、現在施設で勤務している方が、退勤後に短時間だけ居宅支援に関わる、あるいは一時的に別の事業所で支援を行うなど、いわゆるダブルワークや副業のような形で働ける仕組みです。

また、現場から離れてしまった経験者が、隙間時間を活用して再び関われるような仕組みも考えられるのではないかと思います。こうした仕組みを実現するために、何が障害となっているのかについては、私自身もまだ十分に把握できていませんが、施設間や事業所間の連携を強化することで、人材不足の一部は解消できるのではないかと思います。

このアイデアについて、どこで議論すれば実現につながるのか分からない部分もありますが、人材不足という課題に対しては、このような新しい発想も必要なのではないかと感じています。計画の中に単に課題として記載するだけでは、毎年同じ課題として繰り返し議論されるだけになってしまう可能性がありますので、発想の転換が求められているのではないかと思います。

現在は、レストランなどでロボットを活用している等、さまざまなサービスが変化している時代ですので、人手不足を前提にしたうえで、将来に向けた展望をこの計画の中に盛り込んでいくことが必要ではないかと考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

今ご指摘いただいた点については、次の議題にもありますが、「多様な人材の確保・育成」という項目として計画には記載されています。ただし、お話のとおり、単に記載するだけでは不十分であり、具体的な取り組みにつなげていくことが重要であると考えています。

現在、福祉分野においても、いわゆる「スキマバイト」のような仕組みを活用している事例もあり、昼間の時間帯のみ支援を依頼するなど、専門職の方が柔軟に関わるケースも出てきています。こうした具体的な取り組みについても、今回の基本的な考え方の中に盛り込んでいくことができればよいのではないかと考えています。

さて、ご意見をいただき、ありがとうございました。一つ目の議題を聞きながら、2つ目の議題に関しても話が出てまいりましたので、議題の(2)次期計画の体系と基本的考え方について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題の(2)次期計画の体系と基本的考え方について、資料2-1から資料2-4まで順にご説明いたします。まず初めに資料2-1をご覧ください。

資料2-1は、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とした全体像の案でございます。現行計画においては、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を含む関連計画の上位に「府中市福祉計画」がございしますが、次期計画からは、地域福祉計画に福祉計画の理念・役割を継承した上で、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を関連計画の上位計画とするものでございます。本計画を上位計画とするにあたって、共通コンセプトとして、「福祉計画の理念の継承」・「地域共生社会に向けた現状と課題の整理」の2つを掲げております。特に、福祉計画の理念の継承という点においては、福祉計画の理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を次期地域福祉計画に溶け込ませ、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の理念を「みんなでつくる、「共に生きるまち」から「みんなでつくる、つながりあい、支え合う「ともに生きるまち」としております。また、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)や府中市障害者計画・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)においても、「地域共生社会の実現」に向けた内容を盛り込み、計画間の連携・整合性を図っていくところでございます。

続いて、次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方と体系(案)についてご説明いたします。資料2-2をご覧ください。資料の左側には、「現行計画での取組、国等の動向」、「調査等からみえたこと」、「課題」について、資料の右側には、次期計画の体系について記載しております。体系につきましては、現行計画から変更になった箇所を赤字で記載しております。また、次期計画の基本目標を新たに設定するにあたり、現行計画の進捗状況や調査等から見てきた課題を挙げ、その課題に対して取り組んでいくような枠組みとしております。

それでは、課題に対する基本目標、取組の方針について、基本目標1から順にご説明いたします。まず、「日頃からきっかけづくり、担い手づくりが必要である」や「多様な市民が地域の一員として暮らせるような地域づくりが必要」という課題に対しては、基本目標1「市民協働で進める地域づくり」を掲げ、取組の方針は、「(1)地域福祉活動の促進」・「(2)多様な主体との協働の推進」・「(3)再犯防止の地域づくり」の3つとしています。

続いて、「個人や家族が抱える様々な悩みを受け止め、解決する仕組みを様々な分野とともに作ることが必要」や「多機関協働のネットワークを作り、住民主体で解決する取組や情報共有する仕組みと合わせて、地域での連携を進める必要がある」という課題に対しては、基本目標2「包括的な支援体制の推進」を掲げ、取組の方針は、「(1) 情報提供の充実」、「(2) 包括的相談支援の充実」、「(3) 関係機関との連携強化」の3つとしています。

続いて、「誰もが自分らしく暮らせる幸せを感じられる地域を作ることが必要である」や「人とのつながりを通した健康な環境づくり、年代やライフステージごとの健康づくり、生活支援・モビリティ支援、誰もが孤立しないで生きがいと役割を持てる社会参加を進めていく必要がある」という課題に対しては、基本目標3「いきいきと健康に暮らすための環境づくり」を掲げ、取組の方針は、「(1) 心身ともに健康に過ごす支援」、「(2) 自立を促す暮らしの支援」、「(3) 孤立することなく役割をもつとともに暮らせる支援」、「(4) こころと命を支え合う支援」の4つとしています。

続いて、「多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要である」や「身寄りのない方への支援策の検討、権利擁護支援の充実が必要である」、「高齢・障害分野と連携しながらサービス提供体制の充実や人材の確保・育成・定着支援に向けた取組が必要である」という課題に対しては、基本目標4「誰もが安心して暮らせる仕組みづくり」を掲げ、取組の方針は、「(1) 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援」、「(2) 困難を抱える人の支援」、「(3) 自然災害や犯罪から身を守るための支援」、「(4) 福祉サービスを安心して利用するための支援」の4つとしております。

最後に、「あらゆる主体が地域、福祉を理解するとともに、市民が心のバリアフリー、当事者意識をもって能動的に支え合い・助け合いに参加する必要がある」や「道路整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に引き続き、取り組む必要がある」という課題に対しては、基本目標5「福祉のまちづくりの推進」を掲げ、取組の方針は、「(1) 心のバリアフリーの推進」、「(2) 情報のバリアフリーの推進」、「(3) 物理的バリアフリーの推進」、「(4) 制度のバリアフリーの推進」の4つとしております。

また、資料の右下に記載しております計画の基盤となる、「福祉施策の考え方」については、「尊厳の保持」・「ウェルビーイング（ひとりひとりの幸福・地域の幸福）」、「社会的包摂」の3つとしております。この考え方につきましては、地域福祉計画・

福祉のまちづくり推進計画が福祉計画に代わり分野横断的な役割を担うことから、現行の福祉計画の考え方や連携する各計画の考え方を盛り込んだ内容としております。資料２－２の裏面については、関連計画の基本的考え方を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に、各基本目標に関連する施策について、ご説明いたします。資料２－３「次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和９～１４年度）の体系（案）」をご覧ください。基本目標、取組の方針に紐づく「施策」については、現行計画にも掲げているものを黒字、次期計画において変更もしくは新たに追加したものを赤字で記載しております。施策の下に連なる「事業」については、施策のイメージが付くように載せており、今後の審議会での協議結果によって変更となる可能性があります。本日は、施策を決定していくにあたり、参考例として見ていただければと思います。

それでは、新たに追加した施策の中でいくつか抜粋してご説明いたします。まず、基本目標２「包括的な支援体制の推進」、取組の方針「（２）包括的相談支援の充実」、「①多様なニーズに対応した相談の充実及び②包括的相談支援体制の構築」においては、本日参考資料としてお配りしている重層的支援体制整備事業実施計画を令和８年４月に策定し事業を進めておりますが、令和９年度以降は、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に内包する予定としていることから、新たに設けた施策となります。なお、地域福祉計画全体に、重層的支援体制整備事業実施計画に関連する事業なども記載していく予定です。

また、同じ基本目標２の「（３）関係機関との連携強化」においては、新たに「医療・介護・福祉の連携強化」を盛り込んでおります。

続いて、基本目標３「いきいきと健康に暮らすための環境づくり」の取組方針（２）自立を促す暮らしの支援では、②に外出・モビリティ支援を新たに設けております。

こちらに関しては、障害分野で行っている福祉タクシー事業の拡充や市内業者や鉄道会社などを含めた新しい仕組みを構築しながら支援していくため設けたものとなります。

裏面の２ページに移っていただきまして、基本目標４「誰もが安心して暮らせる仕組みづくり」、取組方針「（２）困難を抱える人の支援」に「②住まいに関する支援の充実」を新たに設けております。住宅に関する支援は、現行の計画でも盛り込んでい

た部分となりますが、あくまで住宅確保にとどまっており、居住後の支援については課題となっておりましたため、次期計画では、居住支援の充実としております。続いて、同じく基本目標４の取組方針（４）福祉サービスを安心して利用するための支援には、「②多様な人材の確保・育成」を盛り込んでおります。この施策は、福祉現場での人材確保が課題となっている状況において、事業所との連携を図り、人材の確保を目指すため盛り込んだものでございます。

最後に、基本目標５の取組方針（１）心のバリアフリーの推進から（４）制度のバリアフリーの推進においては、大きく意味合いは変更しておりませんが、全体的に文言の修正を行っております。資料２－３の説明については、以上となります。

続いて、資料２－４をご覧ください。こちらは、次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の目次構成案となります。現行計画と大きく構成は変わりませんが、裏面の第５章にさきほどお伝えした重層的支援体制整備事業実施計画について掲載する予定です。次期計画の素案については、第３回審議会以降に委員の皆様にお示ししていく予定ですので、今回はあくまで参考程度にご覧いただければと思います。長くなりましたが、議題（２）の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（会長）

それでは、資料２-１から資料２-４について、次期計画の理念体系につきまして事務局から説明をいただきました。現行計画の取り組み状況や国などの動向、またアンケート調査やグループディスカッションの結果から導き出された課題に対し、どのようなアプローチを行うかという観点で基本目標が設定されていることが、よく分かる内容であったと思います。事務局から説明があったとおり、本日はこの場で最終的な決定を行うものではありませんので、皆様から多くのご意見をいただき、次期計画に反映していきたいと考えております。

それでは、この件に関してご質問やご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。本日の説明の中でも、「福祉教育についてもう少し強化すべきではないか」といったご意見や、さまざまな問題を抱えている方々に対する相談窓口のあり方などについても話題があったかと思います。こうした相談支援体制については、本日ご説明いただいた体系の中にも、一定程度位置付けられていると感じております。本日は最終決定を行う場ではありませんが、説明の中で「この文言について少し分かりにくい

のではないか」「この部分はもう少し検討が必要ではないか」といった点があれば、現時点でのご意見やご要望をぜひお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。ちなみに、「重層的支援体制」とは、簡単に言うとどのようなものなのか、簡単に説明をお願いします。

(事務局)

重層的支援体制整備事業についてご説明いたします。簡単に申し上げますと、既存の相談支援の取り組みを活かしつつ、地域における複雑化・複合化した新たなニーズに対応するため、包括的な相談支援体制を構築することを目的としています。これにより、各支援機関の関わり方や役割分担を明確にし、よりスムーズな支援につなげることができるようになります。このような包括的な支援体制の構築を目指すための手法の一つが、重層的支援体制整備事業でございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

地域には複雑化した問題が多く存在し、また、課題を抱えているご本人が問題を自覚されていない場合もあります。このような状況に対して、関係者が連携して協議・検討を行い、支援につなげていくことが重要です。国においても、この重層的支援体制の構築が推進されており、本計画においてもその方向性を踏まえて整理していくという趣旨でございます。本日は、体系のたたき台を提示していただいた段階でございますので、今後どのように具体化していくかについて引き続き検討していくことになります。先ほどもご意見がありましたように、「人材育成」という言葉についても、単なる理念的な表現にとどめるのではなく、より具体的な内容や好事例などを盛り込めるかどうかを検討し、実効性のあるものとしていきたいと考えております。

今後、次回以降の会議では、本日のたたき台を踏まえながら、さらに具体的な内容についてご検討いただき、新たなご提案も頂戴できればと思います。本日はまず全体の基本的な方向性についてご確認いただきましたが、この段階で特に重要と思われる点やご懸念等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

(委員)

昨年、2025年に障害者差別解消法の改正があり、民間事業者における合理的配慮の

提供について義務化されるなど、大きな変更点がありましたが、そうした点についてお伺いいたします。

府中市内の事業所や事業者への周知・啓発について、これまでも2025年以前には障害者差別解消法に関するリーフレット等を活用して周知を行ってきたと思いますが、今回の改正を踏まえた啓発については、現在どのような取り組みをされているのでしょうか。

(会長)

それでは、この点に関して、何かご説明がありましたら事務局お願いいたします。

(事務局)

現在の取り組みとしては、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務付けられたことを踏まえ、昨年度、障害者福祉課において差別解消に関する啓発動画を作成いたしました。この動画については、既にさまざまな場面で活用しており、例えば東京競馬場のご協力をいただき、レース開催時の来場者向けに映像を流すなど、啓発の機会拡充を図っているところです。

一方で、民間事業者に対して啓発を行っているかという点については、現時点では十分に実施できていない状況です。今年度はこの動画を活用しながら、説明の場を設けるなど、具体的な取り組みを進めていきたいと考えていますが、現段階では計画段階に留まっています。以上です。

(委員)

民間事業者だけでなく、障害のある当事者の方々に対する理解促進も重要だと考えています。合理的配慮とは、相互の理解のもとで共生しながら対応していくことが基本的な趣旨ですが、当事者の中には、それが単なる要求やわがままと捉えられてしまう場合や、逆に「これは自分のわがままではないか」と遠慮してしまう方もいらっしゃいます。そのため、当事者の側にも制度の趣旨を正しく理解していただく必要があり、そのための学習機会や周知のあり方についても、今後検討していく必要があると考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの合理的配慮に関する内容につきまして、今回お示しいただいた体系の中では、「市民および企業等との協働推進」などの項目に関係してくるものと思います。

こうした企業側への働きかけに関する部分については、例えば文言の整理を行うことや、福祉教育の位置付けの中で整理すること、あるいは報告書の最後に掲載されているキーワード解説の中に「合理的配慮」の説明を追加することなど、工夫の余地があるのではないかと考えます。今回につきましては、まず体系案をご提示いただいた段階であり、本日が最終決定ではありません。今後、さらに検討を重ねる中で、委員の皆様からのご提案をいただきながら、内容を深めていくことになると思います。

そうした意味でも、次回以降に向けての課題整理という観点から、本日は一度、各委員の方からご意見をいただければと思います。

突然で恐縮ですが、委員におかれましては、今回の案をご覧になって、今後の検討に向けた課題やご意見などがございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。それらを踏まえ、次回以降の会議では、本体系に基づいた具体的な施策について、さらに議論を深めていきたいと考えております。

(委員)

宿題ということではありませんが、この資料を拝見して感じた点について、コメントさせていただきます。

まず、これまでの内容から再構築していただいているところについてはよいと思いますが、いくつか気になる点がありました。

例えば、以前は「自立と社会参加への支援」という項目がありましたが、今回の資料ではそれが二つに分けられているものと理解しています。

資料 2-2 の「取り組みの方針」において、「自立と社会参加への支援」が、「包括的な支援体制の整備」の中に位置付けられているように見受けられます。

一般的に包括的な支援体制というのは、「包括的な相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」の三つの要素から構成されると整理されることが多いですが、今回の資料では「相談支援」の要素が中心となっており、「参加支援」や「地域づくり」の視点がやや見えにくくなっている印象があります。そのため、「包括的な支援体制の推進」という基本目標については、「包括的な相談支援体制の推進」とした方が、意図が明確になるのではないかと感じました。また、「自立」に関する部分については、「い

きいきと健康に暮らすための環境づくり」の中で整理されていると思いますが、「自立を促す暮らしの支援」という表現については、やや検討の余地があるのではないかと感じました。行政として自立を支援する意図は理解できますが、「自立を促す」という表現よりも、「自立を支えるための支援」といった表現の方が、より適切ではないかと考えます。この点については、もう少し表現を工夫できる余地があると思います。

次に、「参加支援」についてですが、「孤立することなく役割を持ってともに暮らせる支援」といった表現についても、少し気になることがあります。「役割を持って」という言葉は重要ではあるものの、読む人によっては、「自分は役割を果たせていないのではないかと受け取ってしまう可能性があります。そのため、「役割を感じながら暮らせる支援」といったように、やや柔らかい表現にした方がよいのではないかと考えます。このあたりの表現については、まだ時間があると思いますので、慎重に検討していただければと思います。

続いて、「包括的な支援体制」の中にある「関係機関との連携強化」についてです。現在の記載では、「医療・介護・福祉の連携の強化」とされていますが、全国的な調査の中では、これに加えて「司法との連携」が大きな課題となっています。具体的には、弁護士や司法書士などとの連携が重要視されています。また、教育との連携も非常に大切な要素です。そのため、「医療・介護・福祉などの連携」といった表現にするか、あるいは「司法」や「教育」といった分野も明示的に含めるなど、幅を持たせた表現にした方がよいのではないかと思います。

次に、「福祉教育」に関する部分ですが、「心のバリアフリーの推進」や「互いを理解し、ともに生きる意識の醸成」といった表現が示されています。ただし、「意識を醸成する」といった場合、それを実現するために何を行うのかという点を、もう少し具体化することが重要だと思います。例えば、「福祉教育の推進」や「学習や交流の機会の創出・充実」など、具体的な取り組みとして示すことが一つの方ではないかと考えます。特に、地域の中で障害のある方々との接点をいかに作るか、そしてその中で学びを伴うのかという視点は重要です。その意味で、「意識の醸成」を実現するための施策の方向性が分かるような整理が望ましいと感じました。

さらに、施策の基本的な考え方に関して、「尊厳の保持（自己決定の尊重）」という点が重要視されていますが、近年では問題視されている成年後見制度との関係もあり、慎重な判断が必要かと思います。そのため、「意思決定支援」という視点を明確に位置付けることが重要ではないかと思っています。資料 2-3 においても、「多様なニーズに

対応した意思決定支援のための情報提供および相談の充実」といった記載があり、この点は非常に重要だと感じました。最近では、市民後見人の養成に加え、後見人に至らない段階でも意思決定を支援する「意思決定フォロワー」の養成に取り組む自治体もあります。そのため、情報提供や相談の充実だけでなく、こうしたサポーターの養成についても検討していくことが望ましいのではないかと考えます。

最後に、今後の施策として展開してほしいと思っている点について述べさせていただくと、地域づくりについては、社会福祉協議会が中心となって取り組まれています。行政においても、地域支援者の横断的な連携を進めてもらいたいと思っています。高齢・障害・児童・生活困窮・防災・教育など、さまざまな分野で地域づくりに関する事業が展開されていますが、それぞれが個別に進められていることも多く、自治会長や民生委員など、一部の地域関係者に負担が集中している状況も見受けられます。そのため、地域支援者同士の横断的な連携を強化し、互いの取り組みを共有しながら、共同で進められる部分は連携していくことが重要です。したがって、「地域支援者の横断的連携」という視点を、地域づくりの中で意識的に位置付けていただけるとよいと思います。

また、社会福祉協議会においては、わがまちささえあい協議会でも話題になっていましたが、地域活動の拠点の確保や整備が課題となっていると伺っています。この点についても、「地域活動の拠点整備」といった要素を、計画のどこかに位置付けていただけると望ましいと考えます。長くなりましたが、以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、委員からさまざまなご発言をいただきましたが、これらについては改めて整理し、検討を進めていきたいと考えております。

また、本日は案をご提示いただいた段階でございますので、今後の議論につなげてまいりたいと思います。資料 2-2 の一番右側にあります「みんなでつくるつながり支え合い、ともに生きるまち」から以下の文言につきましては、文言を精査していく中で、表現の工夫や改善の余地が出てくるものと考えます。

さらに、さまざまな関係機関との連携や、具体的な取り組み内容についても、本日はいただいた貴重なご意見を踏まえながら、次回以降検討していきたいと思います。次回からは、この案について、委員の皆様から具体的にご意見をいただきながら、より

深い議論を行っていく必要があると考えております。進行がやや長引いてしまい申し訳ございませんが、ここで一度、この議題については区切りとさせていただき、次回以降に改めてご意見をいただければと思います。

それでは、議題（３）「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、事務局から１点お知らせがございます。

本年度の審議会の日程についてご説明いたします。お配りしております資料３「府中市地域福祉計画策定スケジュール」をご覧ください。当審議会は今年度、計５回の開催を予定しております。次回、第２回審議会は７月１７日（金）午後１時３０分から、第３回は８月１４日（金）午前１０時から、第４回は９月１１日（金）午前１０時から、第５回は来年１月中旬頃の開催を予定しております。

なお、委員の皆様には、開催日の１か月前までに改めてご案内を差し上げます。事務局からは以上でございます。

（会長）

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明のとおり、次回第２回審議会は７月１７日（金）午後１時３０分からの開催となります。今後、複数回の開催が予定されておりますので、日程のご確認をお願いいたします。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。特に問題がなければ、お手元の手帳等へのご記入をお願いいたします。今後の会議では、本日提示された案について、さらに精査を行いながら、さまざまな視点からご意見をいただくことになるかと思っております。

それでは、第１回の審議会の全体を通して、何かご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

（事務局）

委員の皆様から次回に向けたご意見をいただきたいと考えておりますが、次回まで少し期間が空きますので、可能であればメール等で事前にご意見を事務局にお寄せいただければ幸いです。あらかじめご意見をいただくことで、次回の資料に反映する

ことができ、より議論しやすくなると考えております。目安として、1か月後までにご意見等をご提出いただけますと助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

3 閉会

(会長)

はい、ありがとうございました。

本日いただいたご意見やアイデアにつきましては、事前にご提出いただくことで、次回の資料作成に反映されるということです。ご協力をお願いいたします。

それでは、本日が第1回審議会となりますが、予定時間をやや過ぎてしまいました。これにて議題はすべて終了となります。特に追加のご意見やご質問がないようでしたら、以上をもちまして、第1回福祉のまちづくり推進審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上